

障がい者である職員の任免に関する状況

令和6年6月1日現在

① 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数	② 障がい者計	③ 実雇用率 [②/①]	④ 法定雇用障がい者数を達成するために採用しなければならない障がい者の数	(参考) 法定雇用率
1,400.0人	40.0人	2.86%	0.0人	2.80%
(1,436.0人)	(38.5人)	(2.68%)	(0.0人)	(2.60%)

※1 表中の（ ）内は、令和5年6月1日現在の数値

※2 表中の①は、常時勤務する職員の総数から除外職員数を控除した数値

(1週間の所定の勤務時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員は、0.5人として換算)

※3 表中の②は、身体障がい者、知的障がい者、及び精神障がい者である職員の数の計であり、以下のとおり換算

- ① 身体障がい者又は知的障がい者（重度を除く）である短時間勤務職員は、その1人をもって0.5人の職員に相当するものとみなす。
- ② 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である職員（短時間勤務職員を除く）は、その1人をもって2人の職員に相当するものとみなす。
- ③ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間勤務職員は、その1人をもって1人の職員に相当するものとみなす。
- ④ 重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者である特定短時間勤務職員（短時間勤務職員のうち、1週間の所定の勤務時間が10時間以上20時間未満である職員）は、その1人をもって0.5人の職員に相当するものとみなす。
- ⑤ 精神障がい者である短時間勤務職員は、その1人をもって1人の職員に相当するものとみなす。